

特許権侵害紛争における攻防の実務

～裁判所からみた特許侵害紛争、弁護士からみた特許侵害紛争～

難易度

上級

2日間

平成30年7月12日(木)～13日(金) 10:00～17:00

講師 高部 眞規子 氏 (1日目) 知的財産高等裁判所 所長

講師 窪田 英一郎 氏 (2日目) 窪田法律事務所 弁護士・弁理士



- ◆特許権侵害に巻き込まれたら、会社ではどのように対処すればよいでしょうか? 弁護士に相談する前に、先ずは、相手先との係争事項や裁判において提起される争点を整理することが重要でしょう。
- ◆特許権侵害訴訟については、近時、重要な最高裁判決及び知財高裁大合議判決が次々に出されています。
- ◆本講座では、特許権侵害訴訟における攻防について、権利行使の観点と被疑企業による防御の観点の双方の立場から、最新の判例に基づく実践的な紹介をしていただきます。
- ◆「特許権侵害訴訟において争点となる事項は何か」「裁判所が双方当事者に主張立証してほしい事項は何か」について、初日は、多くの侵害訴訟を担当した経験のある知財高裁判事の立場で、2日目は、弁護士の立場で、重要判例を紹介しながら解説いただきます。

◇本講座は、企業や法律・特許事務所における実務経験2年～5年の方々にとって、最適な講座です。

◇弁理士の皆様へ この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として11単位が認められる予定です。

◆日時	平成30年7月12日(木)～13日(金) 10:00～17:00
◆会場	発明会館7階 研修ルーム
◆定員	50名
◆講師	高部 眞規子氏(1日目) 知的財産高等裁判所 所長 窪田 英一郎氏(2日目) 窪田法律事務所 弁護士・弁理士
◆受講料	会員33,000円・一般37,500円 (※消費税8%込み)
◆申込	FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)